

《第8期(令和3年度～令和5度)の保険料段階》

第1号被保険者所得段階別年間保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	次のいずれかに該当する人。 ・生活保護受給者。 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者。 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人。	基準額×0.5 (低所得者軽減後 基準額×0.3)	39,146円 (低所得者軽減後 23,487円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が120万円以下の人。	基準額×0.63 (低所得者軽減後 基準額×0.5)	49,323円 (低所得者軽減後 39,146円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階に該当しない人。	基準額×0.75 (低所得者軽減後 基準額×0.7)	58,718円 (低所得者軽減後 54,804円)
第4段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額(年金所得額を除く。)+課税年金収入額の合計が80万円以下の人。	基準額×0.90	70,462円
第5段階	世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で第4段階に該当しない人。	基準額	78,291円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人。	基準額×1.15	90,035円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人。	基準額×1.25	97,864円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人。	基準額×1.50	117,437円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人。	基準額×1.70	133,095円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人。	基準額×1.85	144,838円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上の人。	基準額×2.00	156,582円